

「大阪府自殺対策計画」の概要

1 基本的事項

〈基本理念〉

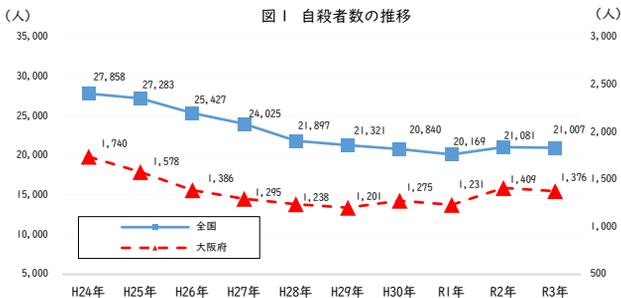
自殺対策基本法第2条に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進する。

〈計画の位置付け〉 自殺対策基本法第13条第1項に定める「都道府県自殺対策計画」

〈計画期間〉 令和5年度～令和10年度（6年間）

2 現状とこれまでの取組

現状



出典：厚生労働省自殺対策推進室作成 地域における自殺の基礎資料 発見日・発見地 ※警察庁の自殺統計

▶自殺者数

・減少傾向を維持していたが、令和2年は前年より増加に転じ、令和3年の自殺者数は平成29年より増加。

▶特に20歳未満の自殺が増加

・男性：平成24年 15名 ⇒ 令和3年 33名
・女性：平成24年 8名 ⇒ 令和3年 22名

▶自殺死亡率（※人口10万人当たりの自殺者数）

・低下傾向を維持していたが、令和2年は前年より上昇
・平成24年：19.6 → 令和3年：15.6

これまでの取組み

- ▶大阪府自殺対策基本指針を踏まえ展開してきた、重点的な施策ごとの事業については、107事業中9割以上が目標を達成。
- ▶また、府内各市町村の自殺対策計画の策定については、43市町村すべてが令和3年度までに策定済み。

3 基本的な考え方

自殺対策基本法第13条に基づき、国の自殺総合対策大綱及び府における自殺の現状や大阪府自殺対策基本指針を踏まえたこれまでの取組みなどを勘案し、2つの基本的な認識の下、7つの基本的な方針に沿って、当面、特に集中的に取組まなければならない施策として、11の重点施策を設定する。

基本的な認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する

基本的な方針

1. 生きることの包括的な支援として取組む
2. 府民一人ひとりの問題として取組む
3. 社会的要因を踏まえて取組む
4. 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取組む
5. 自殺の実態に基づき継続的に取組む
6. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む
7. 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

重点施策

1. 府民のこころの健康づくりを進める
2. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 社会的な取組みで自殺を防ぐ
4. 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
7. 遺された人の支援を充実する
8. 自殺の状況に関する調査・分析を推進する
9. 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
10. 地域レベルの実践的な取組みを支援する
11. **子ども・若者の自殺対策を推進する【追加】**

全体目標

計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する。

【指標：令和9年の自殺死亡率を13.0以下（※）とする】

※：国大綱の数値目標（令和8年：13.0以下）を参考に設定 ※指標は警察庁の自殺統計（発見日・発見地）の数値とする